令　和　８　年

奈良市議会12月定例会
提　出　議　案

奈　　良　　市

目　　次

奈良市報告第５０号	市長専決処分の報告について……	1
〃　第５１号	市長専決処分の報告について……	3
〃　第５２号	市長専決処分の報告について……	5
〃　第５３号	市長専決処分の報告について……	7
〃　第５４号	市長専決処分の報告について……	9
〃　第５５号	市長専決処分の報告について……	11
〃　第５６号	市長専決処分の報告について……	13
〃　第５７号	市長専決処分の報告について……	15
〃　第５８号	市長専決処分の報告について……	17
〃　第５９号	市長専決処分の報告について……	19
奈良市議案第１１５号	令和８年度奈良市一般会計補正予算（第５号）……	21
〃　第１１６号	令和８年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）……	26
〃　第１１７号	令和８年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第２号）……	28
〃　第１１８号	令和８年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計補正予算（第１号）……	30
〃　第１１９号	令和８年度奈良市水道事業会計補正予算（第１号）……	104
〃　第１２０号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……	121
〃　第１２１号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……	132
〃　第１２２号	奈良市総合福祉センター条例の一部改正について……	140
〃　第１２３号	奈良市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について……	142
〃　第１２４号	奈良市ならまちセンター条例の一部改正について……	148
〃　第１２５号	なら１００年会館条例の一部改正について……	150
〃　第１２６号	奈良市美術館条例の一部改正について……	152

奈良市議案第１２７号　奈良市体育施設条例の一部改正について…… 154
〃　第１２８号　奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について…… 156
〃　第１２９号　奈良市火災予防条例の一部改正について…… 162
〃　第１３０号　奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部改正について…… 163
〃　第１３１号　奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について…… 165
〃　第１３２号　奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について…… 168
〃　第１３３号　財産の処分について…… 169
〃　第１３４号　財産の無償譲渡について…… 171
〃　第１３５号　財産の減額貸付けについて…… 173
〃　第１３６号　委託契約の一部変更について…… 176
〃　第１３７号　工事請負契約の一部変更について…… 177
〃　第１３８号　和解及び損害賠償の額の決定について…… 178
〃　第１３９号　和解及び損害賠償の額の決定について…… 179
〃　第１４０号　公の施設の指定管理者の指定について…… 180
〃　第１４１号　奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について…… 181
〃　第１４２号　固定資産評価員の選任について…… 185

奈良市報告第５０号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１０月８日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年６月８日午後０時５分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市の公用車が相手方所有の脱臭装置に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　７１５，０００円

奈良市報告第５１号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１０月２０日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年３月２６日午後０時３０分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　６７６，１０３円

奈良市報告第５２号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１０月２０日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年３月２６日午後０時３０分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　４２３，０００円

奈良市報告第５３号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１０月２０日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年７月１６日午前１０時４５分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市職員が相手方の搬入物を運ぶ際、相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　１３５，２７８円

奈良市報告第５４号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１０月２６日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年７月１２日午後４時１６分頃、奈良市丸山二丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　８，６９９円

奈良市報告第５５号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１１月５日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年５月２２日午後３時１３分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀瓦に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　９８，６７０円

奈良市報告第５６号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１１月５日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年６月１日午後３時４５分頃、奈良市西大寺野神町二丁目地内において発生した、本市の公用車がアパートの階段部分の外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　４９５，０００円

奈良市報告第５７号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１１月５日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年９月１３日午前１１時２０分頃、奈良市二条町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　１１７，５１０円

奈良市報告第５８号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１１月６日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年３月３日午後２時３０分頃、奈良市立富雄第三中学校第１体育館舞台上において、ダンスの授業で踊っていた生徒が、床に埋め込まれたマイクコンセントの金属製蓋に接触して左手小指を負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　６０，７２５円

奈良市報告第５９号

市長専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　和解及び損害賠償の額の決定について

市　長　専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和８年１１月９日

奈良市長　　仲　川　元　庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和７年１１月３０日正午頃、奈良市芝辻町三丁目地内において発生した、市道を歩いていた相手方が舗装ブロックの欠損で生じた段差により転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

１　損害賠償の額　　１５２，５３８円

奈良市議案第１１５号

令和８年度奈良市一般会計
補正予算（第５号）

令和８年度奈良市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７３６，８３２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９６，４７７，６８４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15. 国庫支出金		千円 38,466,296	千円 30,932	千円 38,497,228
	2. 国庫補助金	3,442,795	2,349	3,445,144
	4. 国庫交付金	9,463,408	28,583	9,491,991
16. 県支出金		13,648,205	13	13,648,218
	2. 県補助金	2,719,979	13	2,719,992
19. 繰入金		4,841,033	463,887	5,304,920
	2. 基金繰入金	4,550,937	463,887	5,014,824
21. 諸収入		2,868,377	1,200	2,869,577
	4. 雑入	1,830,661	1,200	1,831,861
22. 市債		31,184,300	240,800	31,425,100
	1. 市債	31,184,300	240,800	31,425,100
歳入合計		195,740,852	736,832	196,477,684

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1. 議会費		千円 697,496	千円 16,500	千円 713,996
	1. 議会費	697,496	16,500	713,996
2. 総務費		20,815,291	381,790	21,197,081
	1. 総務管理費	14,453,711	283,480	14,737,191
	3. 徴税費	1,497,633	6,410	1,504,043
	4. 戸籍住民基本台帳費	903,796	68,370	972,166
	5. 選挙費	115,481	8,800	124,281
	6. 統計調査費	45,137	2,830	47,967
	7. 監査委員費	71,570	11,900	83,470

款	項	補正前の額	補正額	計
3．民生費		千円 83,409,116	千円 37,363	千円 83,446,479
	1．社会福祉費	38,840,573	△ 17,095	38,823,478
	2．児童福祉費	30,527,277	△ 14,552	30,512,725
	3．生活保護費	13,935,206	70,500	14,005,706
	4．国民年金事務費	106,060	△ 1,490	104,570
4．衛生費		23,714,543	151,690	23,866,233
	1．保健衛生費	4,599,569	23,100	4,622,669
	2．保健所費	830,333	21,910	852,243
	3．清掃費	18,051,366	106,680	18,158,046
5．労働費		107,014	2,890	109,904
	1．労働諸費	107,014	2,890	109,904
6．農林水産業費		949,258	18,760	968,018
	1．農林費	949,258	18,760	968,018
7．商工費		1,932,898	8,640	1,941,538
	1．商工費	1,932,898	8,640	1,941,538
8．観光費		1,285,378	42,320	1,327,698
	1．観光費	1,285,378	42,320	1,327,698
9．土木費		15,502,473	121,600	15,624,073
	1．土木管理費	282,113	8,410	290,523
	2．道路橋梁費	7,562,209	33,460	7,595,669
	3．河川費	381,139	23,690	404,829
	4．都市計画費	5,468,001	54,610	5,522,611
	6．住宅費	964,241	1,430	965,671
10．消防費		6,086,738	10,870	6,097,608
	1．消防費	6,086,738	10,870	6,097,608

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11. 教　育　費		千円 20,742,898	千円 △ 55,591	千円 20,687,307
	1. 教育総務費	4,281,330	△ 20,751	4,260,579
	2. 小学校費	6,117,517	△ 4,250	6,113,267
	3. 中学校費	3,309,684	15,150	3,324,834
	4. 高等学校費	969,931	3,000	972,931
	5. 幼稚園費	551,671	△ 49,740	501,931
	7. 保健体育費	3,269,244	1,000	3,270,244
歳　出　合　計		195,740,852	736,832	196,477,684

第２表　債務負担行為補正

１．追加分

事　項	期　間	限　度　額
西部生涯スポーツセンター等施設管理業務委託	令和８年度から令和９年度まで	千円 9,800
西部生涯スポーツセンター改修事業設計業務委託	令和８年度から令和９年度まで	80,000
なら１００年会館施設管理業務委託	令和８年度から令和９年度まで	138,800
ならまちセンター施設管理業務委託	令和８年度から令和９年度まで	32,900
こども園等医療的ケア看護師派遣業務委託	令和８年度から令和10年度まで	11,090
１歳７か月児・３歳６か月児健康診査保健師等派遣業務委託	令和８年度から令和９年度まで	9,704
クリーンセンター生活環境影響調査等業務委託	令和８年度から令和10年度まで	176,500
勤労者総合福祉センター施設管理業務委託	令和８年度から令和９年度まで	2,900
中学校部活動地域クラブ活動運営支援等業務委託	令和８年度から令和９年度まで	78,600
小学校等医療的ケア看護師派遣業務委託	令和８年度から令和10年度まで	34,972
東部地域学校給食調理・配送業務委託	令和８年度から令和19年度まで	518,000千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額

事　　項	期　　間	限　　度　　額
水泳指導業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	千円 16,000
指定管理者による奈良町からくりおもちゃ館の管理に要する経費	令和９年度から 令和13年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第３表　地方債補正

１．変更分

起　債　の　目　的	限　　度　　額	
	補　正　前	補　正　後
スポーツ施設整備事業	千円 739,400	千円 760,200
清掃施設整備事業	11,005,000	11,225,000
計	31,184,300	31,425,100

奈良市議案第１１６号

令和８年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第２号）

令和８年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，３７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４，１８９，２３６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
５．繰　　入　　金		千円 2,395,917	千円 6,370	千円 2,402,287
	１．一般会計繰入金	2,395,917	6,370	2,402,287
歳　　入　　合　　計		34,182,866	6,370	34,189,236

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
１．総　　務　　費		千円 601,195	千円 6,370	千円 607,565
	１．総務管理費	473,002	6,370	479,372
歳　　出　　合　　計		34,182,866	6,370	34,189,236

奈良市議案第１１７号

令和８年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第２号）

令和８年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，２４３，５５８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
２．国庫支出金		千円 8,974,771	千円 3,080	千円 8,977,851
	２．国庫補助金	2,062,767	3,080	2,065,847
４．県支出金		5,491,786	1,540	5,493,326
	２．県補助金	198,743	1,540	200,283
６．繰入金		6,603,562	3,380	6,606,942
	１．一般会計繰入金	5,906,464	1,540	5,908,004
	２．基金繰入金	697,098	1,840	698,938
歳入合計		40,235,558	8,000	40,243,558

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
３．地域支援事業費		千円 1,501,295	千円 8,000	千円 1,509,295
	２．包括的支援事業・任意事業費	164,156	8,000	172,156
歳出合計		40,235,558	8,000	40,243,558

第２表　債務負担行為補正

１．追加分

事項	期間	限度額
介護保険システム改修業務委託	令和８年度から 令和９年度まで	千円 22,522

奈良市議案第１１８号

令和８年度奈良市サマルカンド交流事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度奈良市のサマルカンド交流事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の追加は、「第１表　債務負担行為補正」による。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　債務負担行為補正

１．追加分

事　　項	期　　間	限　　度　　額
サマルカンド特別交流展開催経費	令和８年度から 令和９年度まで	千円 380,700

1. 一般会計
(1)一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第５号）

１．総括

（　歳　入　）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	38,466,296	30,932	38,497,228
16　県支出金	13,648,205	13	13,648,218
19　繰入金	4,841,033	463,887	5,304,920
21　諸収入	2,868,377	1,200	2,869,577
22　市債	31,184,300	240,800	31,425,100
歳　入　合　計	195,740,852	736,832	196,477,684

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	697,496	16,500	713,996				16,500
2 総務費	20,815,291	381,790	21,197,081		20,800		360,990
3 民生費	83,409,116	37,363	83,446,479	2,300			35,063
4 衛生費	23,714,543	151,690	23,866,233	28,583	220,000		△96,893
5 労働費	107,014	2,890	109,904				2,890
6 農林水産業費	949,258	18,760	968,018				18,760
7 商工費	1,932,898	8,640	1,941,538			1,200	7,440
8 観光費	1,285,378	42,320	1,327,698				42,320
9 土木費	15,502,473	121,600	15,624,073				121,600
10 消防費	6,086,738	10,870	6,097,608				10,870
11 教育費	20,742,898	△55,591	20,687,307	62			△55,653
歳出合計	195,740,852	736,832	196,477,684	30,945	240,800	1,200	463,887

一般財源内訳　　繰入金　　463,887

２．歳入

第１５款　国庫支出金　　第２項　国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,604,000	2,300	1,606,300	3 老人福祉費補助金	2,255	デジタル基盤改革支援補助金
				6 児童福祉総務費補助金	45	医療的ケア児保育支援事業費補助金
7 教育費国庫補助金	223,881	49	223,930	1 教育振興費補助金	49	教育支援体制整備事業費補助金 36 放課後児童健全育成事業費補助金 13
計	3,442,795	2,349	3,445,144			

第15款　国庫支出金

第１５款　国庫支出金　　第４項　国庫交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫交付金	271,678	28,583	300,261	3 清掃総務費交付金	28,583	循環型社会形成推進交付金
計	9,463,408	28,583	9,491,991			

第15款　国庫支出金

第１６款　県支出金　　第２項　県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県補助金	126,503	13	126,516	1 教育振興費補助金	13	放課後児童健全育成事業費補助金
計	2,719,979	13	2,719,992			

第１９款　繰入金　　第２項　　基金繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 財政調整基金繰入金	1,514,566	463,887	1,978,453	1 財政調整基金繰入金	463,887	財政調整基金繰入金
計	4,550,937	463,887	5,014,824			

第19款　繰入金

第２１款　諸収入　　第４項　　雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 雑入	1,830,494	1,200	1,831,694	6 商工費雑入	1,200	移住支援金返還金
計	1,830,661	1,200	1,831,861			

第21款　諸収入

第２２款　市債　　第１項　　市債

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 総務債	1,815,000	20,800	1,835,800	3 スポーツ施設整備事業債	20,800	スポーツ施設整備事業債
3 衛生債	11,124,500	220,000	11,344,500	2 清掃施設整備事業債	220,000	ごみ処理施設整備事業債
計	31,184,300	240,800	31,425,100			

第22款　市債

３．歳 出

第１款　　議会費　　第１項　議会費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　議会費	697,496	16,500	713,996	一般財源　16,500	2　給料	9,400	職員給与費等
					3　職員手当等	6,730	
					4　共済費	370	
計	697,496	16,500	713,996	特定財源　0 一般財源　16,500			

第1款　　議会費

第２款　　総務費　　第１項　総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　一般管理費	7,474,327	260,110	7,734,437	一般財源 260,110	1　報酬	75,000	職員給与費等 185,110 会計年度任用職員経費 75,000
					2　給料	89,330	
					3　職員手当等	69,750	
					4　共済費	26,030	
18　庁舎等施設整備事業費	786,502	2,570	789,072	一般財源 2,570	2　給料	1,270	職員給与費等
					3　職員手当等	1,250	
					4　共済費	50	
19　スポーツ施設整備事業費	838,200	20,800	859,000	特定財源 20,800 （内訳） 市債 20,800	12　委託料	20,800	鴻ノ池陸上競技場改修事業
計	14,453,711	283,480	14,737,191	特定財源 20,800 一般財源 262,680			

第２款　　総務費　　第３項　徴税費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　税務総務費	595,110	6,410	601,520	一般財源　6,410	2　給料	6,570	職員給与費等
					3　職員手当等	△1,550	
					4　共済費	1,390	
計	1,497,633	6,410	1,504,043	特定財源　0 一般財源　6,410			

第２款　　総務費　　第４項　戸籍住民基本台帳費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　戸籍住民基本台帳費	903,796	68,370	972,166	一般財源　68,370	2　給料	32,660	職員給与費等
					3　職員手当等	24,970	
					4　共済費	10,740	
計	903,796	68,370	972,166	特定財源　0 一般財源　68,370			

第２款　　総務費　　第５項　選挙費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　選挙管理委員会費	68,481	8,800	77,281	一般財源　8,800	2　給料	4,880	職員給与費等
					3　職員手当等	1,800	
					4　共済費	2,120	
計	115,481	8,800	124,281	特定財源　0 一般財源　8,800			

第２款　　総務費　　第６項　統計調査費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　統計調査総務費	18,733	2,830	21,563	一般財源　2,830	2　給料	1,270	職員給与費等
					3　職員手当等	1,510	
					4　共済費	50	
計	45,137	2,830	47,967	特定財源　0 一般財源　2,830			

第２款　　総務費　　第７項　監査委員費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　監査委員費	71,570	11,900	83,470	一般財源	11,900	2　給料	7,360	職員給与費等
						3　職員手当等	3,920	
						4　共済費	620	
計	71,570	11,900	83,470	特定財源 一般財源	0 11,900			

第３款　　民生費　　第１項　社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　社会福祉総務費	1,860,817	△22,690	1,838,127	一般財源　△22,690	2　給料	△3,300	職員給与費等
					3　職員手当等	△17,300	
					4　共済費	△2,090	
4　老人福祉費	1,939,625	2,255	1,941,880	特定財源　2,255 （内訳） 国庫支出金　2,255	12　委託料	2,255	高齢者福祉システム管理経費
8　人権文化センター費	72,498	△4,570	67,928	一般財源　△4,570	2　給料	△3,560	職員給与費等
					3　職員手当等	△80	
					4　共済費	△930	
13　国民健康保険会計繰出金	2,395,917	6,370	2,402,287	一般財源　6,370	27　繰出金	6,370	国民健康保険特別会計繰出経費
14　介護保険会計繰出金	5,906,464	1,540	5,908,004	一般財源　1,540	27　繰出金	1,540	介護保険特別会計繰出経費
計	38,840,573	△17,095	38,823,478	特定財源　2,255 一般財源　△19,350			

第３款　民生費　　第２項　児童福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 児童福祉総務費	3,055,808	26,538	3,082,346	特定財源 45 （内訳） 国庫支出金 45 一般財源 26,493	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	16,990 7,140 2,340 68	職員給与費等 26,470 医療的ケア児支援事業経費 68
3 認定こども園費	9,882,835	△19,140	9,863,695	一般財源 △19,140	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△7,660 810 △12,290	職員給与費等
4 保育所費	772,115	△21,950	750,165	一般財源 △21,950	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△10,520 △7,250 △4,180	職員給与費等
計	30,527,277	△14,552	30,512,725	特定財源 45 一般財源 △14,597			

第３款　　民生費　　第３項　生活保護費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　生活保護総務費	778,006	70,500	848,506	一般財源　70,500	2　給料	35,800	職員給与費等
					3　職員手当等	24,390	
					4　共済費	10,310	
計	13,935,206	70,500	14,005,706	特定財源　0 一般財源　70,500			

第３款　　民生費　　第４項　国民年金事務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　国民年金事務取扱費	106,060	△1,490	104,570	一般財源　△1,490	2　給料	△1,290	職員給与費等
					3　職員手当等	260	
					4　共済費	△460	
計	106,060	△1,490	104,570	特定財源　0 一般財源　△1,490			

第４款　　衛生費　　第１項　保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　保健衛生総務費	648,735	15,540	664,275	一般財源　15,540	2　給料	9,430	職員給与費等
					3　職員手当等	4,760	
					4　共済費	1,350	
3　墓地火葬場費	399,524	7,560	407,084	一般財源　7,560	2　給料	3,090	職員給与費等
					3　職員手当等	4,270	
					4　共済費	200	
計	4,599,569	23,100	4,622,669	特定財源　0 一般財源　23,100			

第４款　　衛生費　　第２項　保健所費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　保健所総務費	549,385	21,910	571,295	一般財源　21,910	2　給料	6,880	職員給与費等
					3　職員手当等	13,930	
					4　共済費	1,100	
計	830,333	21,910	852,243	特定財源　0 一般財源　21,910			

第４款　　衛生費　　第３項　清掃費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　清掃総務費	1,645,406	105,550	1,750,956	特定財源　28,583 （内訳） 国庫支出金　28,583 一般財源　76,967	2　給料	1,290	職員給与費等　△15,300 クリーンセンター建設準備経費　120,850
					3　職員手当等	△11,930	
					4　共済費	△4,660	
					12　委託料	120,750	
					13　使用料及び賃借料	100	
2　塵芥処理費	1,782,932	△21,380	1,761,552	一般財源　△21,380	2　給料	△2,570	職員給与費等
					3　職員手当等	△13,920	
					4　共済費	△4,890	
4　環境清美工場維持管理費	2,938,629	△200,000	2,738,629	一般財源　△200,000	11　役務費	△100,000	工場事務経費
					12　委託料	△100,000	
7　清掃施設整備事業費	10,918,832	222,510	11,141,342	特定財源　220,000 （内訳） 市債　220,000 一般財源　2,510	2　給料	650	職員給与費等　2,510 焼却処理施設整備事業　220,000
					3　職員手当等	820	
					4　共済費	1,040	
					14　工事請負費	220,000	
計	18,051,366	106,680	18,158,046	特定財源　248,583 一般財源　△141,903			

第５款　　労働費　　第１項　労働諸費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　労働諸費	104,114	2,890	107,004	一般財源　2,890	2　給料	1,370	職員給与費等
					3　職員手当等	1,460	
					4　共済費	60	
計	107,014	2,890	109,904	特定財源　0 一般財源　2,890			

第６款　　農林水産業費　　第１項　農林費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　農業委員会費	93,486	8,920	102,406	一般財源	8,920	2　給料	5,970	職員給与費等
						3　職員手当等	1,280	
						4　共済費	1,670	
2　農業総務費	112,732	8,820	121,552	一般財源	8,820	2　給料	5,980	職員給与費等
						3　職員手当等	2,570	
						4　共済費	270	
4　土地基盤整備事業費	125,190	1,020	126,210	一般財源	1,020	2　給料	430	職員給与費等
						3　職員手当等	520	
						4　共済費	70	
計	949,258	18,760	968,018	特定財源 一般財源	0 18,760			

第７款　　商工費　　第１項　商工費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　商工総務費	135,699	8,640	144,339	特定財源　1,200 （内訳） 諸収入　1,200 一般財源　7,440	2　給料 3　職員手当等 4　共済費 22　償還金利子及び割引料	4,650 2,460 330 1,200	職員給与費等　7,440 商工事務経費　1,200
計	1,932,898	8,640	1,941,538	特定財源　1,200 一般財源　7,440			

第８款　観光費　　第１項　観光費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　観光総務費	218,615	42,320	260,935	一般財源　42,320	2　給料	20,780	職員給与費等
					3　職員手当等	16,950	
					4　共済費	4,590	
計	1,285,378	42,320	1,327,698	特定財源　0 一般財源　42,320			

第９款　　土木費

第１項　土木管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　土木総務費	242,044	8,410	250,454	一般財源　8,410	2　給料	6,490	職員給与費等
					3　職員手当等	2,420	
					4　共済費	△500	
計	282,113	8,410	290,523	特定財源　0 一般財源　8,410			

第９款　　土木費　　第２項　道路橋梁費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　道路橋梁総務費	866,614	△1,700	864,914	一般財源　△1,700	2　給料	△3,020	職員給与費等
					3　職員手当等	620	
					4　共済費	700	
2　道路橋梁維持費	1,506,187	△6,530	1,499,657	一般財源　△6,530	2　給料	△4,370	職員給与費等
					3　職員手当等	△690	
					4　共済費	△1,470	
3　道路橋梁新設改良費	5,189,408	41,690	5,231,098	一般財源　41,690	2　給料	26,600	職員給与費等
					3　職員手当等	12,350	
					4　共済費	2,740	
計	7,562,209	33,460	7,595,669	特定財源　0 一般財源　33,460			

第９款　　土木費　　第３項　河川費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　河川総務費	29,103	7,530	36,633	一般財源 7,530	2　給料	2,140	職員給与費等
					3　職員手当等	3,320	
					4　共済費	2,070	
3　河川堤防改修費	193,073	16,160	209,233	一般財源 16,160	2　給料	8,580	職員給与費等
					3　職員手当等	5,960	
					4　共済費	1,620	
計	381,139	23,690	404,829	特定財源 0 一般財源 23,690			

第９款　　土木費　　第４項　都市計画費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　都市計画総務費	818,410	39,120	857,530	一般財源	39,120	2　給料	14,820	職員給与費等
						3　職員手当等	22,720	
						4　共済費	1,580	
4　街路事業費	1,654,020	7,210	1,661,230	一般財源	7,210	2　給料	3,410	職員給与費等
						3　職員手当等	1,700	
						4　共済費	2,100	
10　公園事業費	426,747	8,280	435,027	一般財源	8,280	2　給料	3,420	職員給与費等
						3　職員手当等	1,750	
						4　共済費	3,110	
計	5,468,001	54,610	5,522,611	特定財源 一般財源	0 54,610			

第９款　　土木費　　第６項　住宅費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　住宅管理費	502,762	40	502,802	一般財源　40	2　給料	△470	職員給与費等
					3　職員手当等	1,110	
					4　共済費	△600	
2　公営住宅整備事業費	461,479	1,390	462,869	一般財源　1,390	2　給料	620	職員給与費等
					3　職員手当等	700	
					4　共済費	70	
計	964,241	1,430	965,671	特定財源　0 一般財源　1,430			

第１０款　消防費　　第１項　消防費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　常備消防費	4,259,747	8,720	4,268,467	一般財源	8,720	2　給料	8,000	職員給与費等
						3　職員手当等	720	
5　消防施設費	1,647,071	2,150	1,649,221	一般財源	2,150	2　給料	740	職員給与費等
						3　職員手当等	1,350	
						4　共済費	60	
計	6,086,738	10,870	6,097,608	特定財源 一般財源	0 10,870			

第10款　消防費

第１１款　教育費　　第１項　教育総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　教育委員会費	1,844,127	11,050	1,855,177	一般財源　11,050	2　給料	△2,150	職員給与費等
					3　職員手当等	3,200	
					4　共済費	10,000	
2　教育振興費	1,565,454	△31,950	1,533,504	一般財源　△31,950	1　報酬	40	職員給与費等　△75,850 学校教育活動支援経費　43,900
					2　給料	△43,000	
					3　職員手当等	△17,350	
					4　共済費	△15,500	
					8　旅費	4	
					10　需用費	34,191	
					12　委託料	9,665	
3　青少年指導費	236,749	149	236,898	特定財源　62 （内訳） 国庫支出金　49 県支出金　13 一般財源　87	12　委託料	149	青少年指導経費
計	4,281,330	△20,751	4,260,579	特定財源　62 一般財源　△20,813			

第11款　教育費

第１１款　教育費　　第２項　小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　小学校管理費	963,804	△6,600	957,204	一般財源　△6,600	2　給料	△3,000	職員給与費等
					3　職員手当等	400	
					4　共済費	△4,000	
4　小学校施設整備事業費	4,769,354	2,350	4,771,704	一般財源　2,350	2　給料	150	職員給与費等
					3　職員手当等	1,200	
					4　共済費	1,000	
計	6,117,517	△4,250	6,113,267	特定財源　0 一般財源　△4,250			

第１１款　教育費　　第３項　中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　中学校管理費	425,110	20,350	445,460	一般財源	20,350	2　給料	10,000	職員給与費等
						3　職員手当等	5,850	
						4　共済費	4,500	
4　中学校施設整備事業費	2,607,409	△5,200	2,602,209	一般財源	△5,200	2　給料	△3,500	職員給与費等
						3　職員手当等	△1,000	
						4　共済費	△700	
計	3,309,684	15,150	3,324,834	特定財源 一般財源	0 15,150			

第１１款　教育費　　第４項　高等学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　全日制高等学校費	955,349	3,000	958,349	一般財源　3,000	4　共済費	3,000	職員給与費等
計	969,931	3,000	972,931	特定財源　0 一般財源　3,000			

第11款　教育費

第１１款　教育費　　第５項　幼稚園費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1　幼稚園費	551,671	△49,740	501,931	一般財源　△49,740	2　給料	△27,280	職員給与費等
					3　職員手当等	△13,700	
					4　共済費	△8,760	
計	551,671	△49,740	501,931	特定財源　0 一般財源　△49,740			

第11款　教育費

第１１款　教育費　　第７項　保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1　学校給食費	3,092,058	1,000	3,093,058	一般財源　1,000	3　職員手当等	1,000	職員給与費等
計	3,269,244	1,000	3,270,244	特定財源　0 一般財源　1,000			

第11款　教育費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1)総括

（単位：千円）

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,305 〔118〕	10,334,284	9,641,802	19,976,086	3,747,670	23,723,756	
補正前	2,352 〔119〕	10,098,954	9,468,652	19,567,606	3,711,450	23,279,056	
比較	△ 47 〔-1〕	235,330	173,150	408,480	36,220	444,700	

〔 〕は再任用職員の外数

	区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
職員手当の内訳	補正後	268,015	10,595	338,998	977,890	734,969	56,753	2,558,715	2,104,435
	補正前	268,015	10,595	338,998	955,870	734,969	56,753	2,486,855	2,043,035
	比較				22,020			71,860	61,400

	区分	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
職員手当の内訳	補正後	4,939		388,138	202,510	1,296	11,123	1,983,426
	補正前	4,939		388,138	202,510	1,296	11,123	1,965,556
	比較							17,870

(2)給料及び職員手当の増減額の明細　　(単位:千円)

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
給　料	235,330	給与改定に伴う増減分	235,330		給料表の改定率　1級　3.89 % 2級　3.36 % 3級　3.28 % 4級　3.24 % 5級　3.20 % 6級　3.15 % 7級　3.46 % 8級　3.45 % 給与改定の時期　令和8年4月1日
		その他の増減分			
職員手当	173,150	給与改定に伴う増減分	173,150	期末手当　71,860 勤勉手当　61,400 その他　39,890	
		その他の増減分			

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職
令和8年10月1日現在	平均給料月額（円）	319,208	338,010	329,088	358,155
	平均給与月額（円）	426,014	464,484	464,404	439,721
	平均年齢（歳）	42.0	52.2	40.4	41.5
令和8年1月1日現在	平均給料月額（円）	309,765	341,502	323,559	340,632
	平均給与月額（円）	404,430	479,392	453,463	411,334
	平均年齢（歳）	42.3	52.6	41.7	40.9

イ 初任給

区分	学歴	一般行政職（円）	技能労務職（円）	消防職（円）	教育職（円）
令和8年1月1日	高校卒	213,100		213,100	
	短大卒	225,600		225,600	
	大学卒	242,000		242,000	265,400
国の制度	高校卒	200,300			
	短大卒	213,100			
	大学卒	232,000			

ウ　級別職員数　　〔　〕は再任用職員の職員数及び構成比　　（単位：人・％）

区　分	一般行政職			技能労務職			消　防　職			教　育　職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
	1	82	5.2	1	19	9.1	1	63	14.9	1	40	36.4
	2	261	16.6	2	13	6.2	2	63	17.1	2	68 〔3〕	61.8 〔100.0〕
令和8年	3	533 〔41〕	34.0 〔100.0〕	3	32 〔49〕	15.2 〔100.0〕	3	103 〔25〕	23.7 〔100.0〕	3		1.8
10月1日	4	350	22.3	4	139	66.2	4	105	24.6	4		
現　在	5	186	11.9	5	7	3.3	5	52	13.6	5	2	
	6	118	7.5	6			6	22	5.5	6		
	7	23	1.5	7			7	1	0.3	7		
	8	16	1.0	8			8	1	0.3	8		
	計	1,569 〔41〕	100.0 〔100.0〕	計	210 〔49〕	100.0 〔100.0〕	計	410 〔25〕	100.0 〔100.0〕	計	110 〔3〕	100.0 〔100.0〕

区　分	一般行政職			技能労務職			消　防　職			教　育　職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
	1	133	8.4	1	21	9.7	1	59	14.9	1	44	40.0
	2	257	16.2	2	10	4.6	2	68	17.1	2	64 〔7〕	58.2 〔100.0〕
令和8年	3	536 〔71〕	33.8 〔100.0〕	3	35 〔62〕	16.2 〔100.0〕	3	94 〔33〕	23.7 〔100.0〕	3	2	1.8
1月1日	4	306	19.3	4	143	66.2	4	98	24.7	4		
現　在	5	193	12.2	5	7	3.3	5	54	13.6	5		
	6	117	7.4	6			6	22	5.5	6		
	7	26	1.6	7			7	1	0.2	7		
	8	18	1.1	8			8	1	0.3	8		
	計	1,586 〔71〕	100.0 〔100.0〕	計	216 〔62〕	100.0 〔100.0〕	計	397 〔33〕	100.0 〔100.0〕	計	110 〔7〕	100.0 〔100.0〕

（級別の標準的な職務内容）

区　　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級

エ　号給別職員数（特定任期付職員）（単位：人・％）

区　分	一 般 行 政 職		
	号給	職員数	構成比
令和8年10月1日現在	1	1	16.7
	2		
	3	2	33.3
	4	2	33.3
	5	1	16.7
	6		
	計	6	100.0

区　分	一 般 行 政 職		
	号給	職員数	構成比
令和8年1月1日現在	1		
	2	1	16.7
	3	3	50.0
	4	1	16.7
	5	1	16.7
	6		
	計	6	100.0

（号給別の標準的な職務内容）

区　　分	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

オ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号数	昇給ランク「S」	4号給 高齢層(56歳年度以上) 昇給停止 管理職層(7級以上) 2号級	
	昇給ランク「A」	4号給 高齢層(56歳年度以上) 昇給停止 管理職層(7級以上) 1号級	
	昇給ランク「B」	4号給 高齢層(56歳年度以上) 昇給停止 管理職層(7級以上) 昇給なし	
	昇給ランク「C」	3号給 高齢層(56歳年度以上) 昇給停止 管理職層(7級以上) 昇給なし	
	昇給ランク「D」	2号給 高齢層(56歳年度以上) 昇給停止 管理職層(7級以上) 昇給なし	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

カ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
補正後	2.325 〔1.225〕	2.375 〔1.275〕	4.70 〔2.500〕	有	国と同じ
補正前	2.325 〔1.225〕	2.325 〔1.225〕	4.65 〔2.450〕	有	国と同じ
国の制度	2.325 〔1.225〕	2.375 〔1.275〕	4.70 〔2.500〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

期末手当・勤勉手当（特定任期付職員）

区　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　考
	6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
補正後	1.850	1.900	3.75	有	国と同じ
補正前	1.850	1.850	3.70	有	国と同じ
国の制度	1.850	1.900	3.75	有	

キ　定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	国と同じ
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	

ク　地域手当

支給対象地域	2級地	
支給率（%）	9　〔16〕	教育公務員 7.1
支給対象職員数（人）	2,307　〔3〕	教育公務員 113
国の指定基準に基づく支給率（%）	8　〔16〕	

〔 〕は医師

ケ 特殊勤務手当

区　　分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	技能労務職	消 防 職
給料総額に対する比率　　(%)	0.61	0.08	0.43	1.59
支給対象職員の比率　　(%) (令和8年10月1日現在)	22.46	5.93	55.98	72.55
代表的な特殊勤務手当の名称	消防活動手当　危険作業手当　滞納整理奨励手当			

コ その他の手当

区　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異なる	借家の住居手当の額
通勤手当	同 じ	

2.会計年度任用職員

(1)総 括

（単位　千円）

区　分	職員数(人)	給与費				共済費	合　計	備　考
		報 酬	給　料	職員手当	計			
補正後	421〔2,333〕	3,448,673	1,209,349	1,037,431	5,695,453	914,494	6,609,947	
補正前	421〔2,333〕	3,373,673	1,209,349	1,037,431	5,620,453	914,494	6,534,947	
比　較		75,000			75,000		75,000	

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

	区　分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
職員手当の内訳	補正後	61,382	37,211	3,849	493,671	421,318	20,000
	補正前	61,382	37,211	3,849	493,671	421,318	20,000
	比　較						

(2)報酬、給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位　千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
報　酬	75,000	給与改定に伴う増減分	75,000		給与の改定率　1級　3.88% 2級　3.34% 3級　3.25% 給与改定の時期　令和8年4月1日
		その他の増減分			

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名称	補正前		補正後	
		人員	予算額	人員	予算額
		人	千円	人	千円
教育費	専門委員	2	40	4	80
合計		2,985	147,785	2,987	147,825

（2） 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（１．追 加 分）　　（単位 千円）

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
西部生涯スポーツセンター等施設管理業務委託	9,800			令和８年度から令和９年度まで	9,800				9,800
西部生涯スポーツセンター改修事業設計業務委託	80,000			令和８年度から令和９年度まで	80,000		80,000		－
なら１００年会館施設管理業務委託	138,800			令和８年度から令和９年度まで	138,800				138,800
ならまちセンター施設管理業務委託	32,900			令和８年度から令和９年度まで	32,900				32,900

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
こども園等医療的ケア看護師派遣業務委託	11,090			令和8年度から令和10年度まで	11,090	7,391			3,699
1歳7か月児・3歳6か月児健康診査保健師等派遣業務委託	9,704			令和8年度から令和9年度まで	9,704				9,704
クリーンセンター生活環境影響調査等業務委託	176,500			令和8年度から令和10年度まで	176,500	42,062			134,438
勤労者総合福祉センター施設管理業務委託	2,900			令和8年度から令和9年度まで	2,900				2,900
中学校部活動地域クラブ活動運営支援等業務委託	78,600			令和8年度から令和9年度まで	78,600				78,600

小学校等医療的ケア看護師派遣業務委託	34,972			令和８年度から令和10年度まで	34,972	13,847			21,125
東部地域学校給食調理・配送業務委託	518,000千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額			令和８年度から令和19年度まで	518,000 千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額				518,000 千円に物価変動及び税制度や金利の変化による増減額を加算した額
水泳指導業務委託	16,000			令和８年度から令和９年度まで	16,000				16,000
指定管理者による奈良町からくりおもちゃ館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和９年度から令和13年度まで	限度額 に同じ				全額

（3）地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（ 単位 千円 ）

区分	補正前		補正後	
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額
１．普通債	29,810,700	121,657,763	30,051,500	121,898,563
（2）教育	9,463,300	38,590,320	9,484,100	38,611,120
（4）その他	12,992,200	43,714,213	13,212,200	43,934,213
合計	31,184,300	184,271,502	31,425,100	184,512,302

2. 国民健康保険特別会計
(1)国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第２号）

１．総括

（　歳　入　）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5　繰入金	2,395,917	6,370	2,402,287
歳　入　合　計	34,182,866	6,370	34,189,236

（ 歳 出 ）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	601,195	6,370	607,565				6,370
歳出合計	34,182,866	6,370	34,189,236				6,370
					一般財源内訳 繰入金		6,370

２．歳入

第５款　繰入金　　第１項　一般会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,395,917	6,370	2,402,287	2 職員給与費等繰入金	6,370	職員給与費等繰入金
計	2,395,917	6,370	2,402,287			

国民健康保険特別会計

３．歳 出

第１款　総務費　　第１項　総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1　一般管理費	461,476	6,370	467,846	一般財源	6,370	2　給料	3,180	職員給与費等
						3　職員手当等	2,690	
						4　共済費	500	
計	473,002	6,370	479,372	特定財源 一般財源	0 6,370			

国民健康保険特別会計

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1)総括

（単位：千円）

区分	職員数(人)	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	22	97,465	67,727	165,192	33,178	198,370	
補正前	21	94,285	65,037	159,322	32,678	192,000	
比較	1	3,180	2,690	5,870	500	6,370	

	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
職員手当の内訳	補正後	1,152	3,322	9,216	5,181	107	23,407	19,475	2,520
	補正前	1,152	3,322	8,816	5,181	107	22,117	18,475	2,520
	比較			400			1,290	1,000	

	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	3,324	23
	補正前	3,324	23
	比較		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細　　（単位:千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
給　料	3,180	給与改定に伴う増減分	3,180		給料表の改定率　1級　3.89　% 2級　3.36　% 3級　3.28　% 4級　3.24　% 5級　3.20　% 6級　3.15　% 給与改定の時期　令和8年4月1日
		その他の増減分			
職員手当	2,690	給与改定に伴う増減分	2,690	期末手当　1,290 勤勉手当　1,000 その他　400	
		その他の増減分			

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区　　分		一般行政職
令和8年10月1日現在	平均給料月額（円）	318,836
	平均給与月額（円）	416,168
	平均年齢（歳）	45.4
令和8年1月1日現在	平均給料月額（円）	285,167
	平均給与月額（円）	369,145
	平均年齢（歳）	42.5

イ 初任給

区　分	学　歴	一般行政職（円）
令和8年1月1日	高校卒	213,100
	短大卒	225,600
	大学卒	242,000
国の制度	高校卒	200,300
	短大卒	213,100
	大学卒	232,000

ウ 級別職員数　　（単位：人・％）

区　分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
令和8年10月1日現在	1	1	4.6
	2	4	18.2
	3	3	13.6
	4	11	50.0
	5	2	9.1
	6	1	4.6
	7		
	8		
	計	22	100.0

区　分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
令和8年1月1日現在	1	2	10.5
	2	4	21.1
	3	7	36.8
	4	3	15.8
	5	2	10.5
	6	1	5.3
	7		
	8		
	計	19	100.0

（級別の標準的な職務内容）

区　　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級

エ　昇給

区　　分		説　　明	備　　考
昇　　給　　日		1　　月　　1　　日	
昇給号数	昇給ランク「S」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　　2号級）	
	昇給ランク「A」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　　1号級）	
	昇給ランク「B」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　　昇給なし）	
	昇給ランク「C」	3号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　　昇給なし）	
	昇給ランク「D」	2号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　　昇給なし）	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

オ 期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
補　正　後	2.325	2.375	4.70	有	国と同じ
補　正　前	2.325	2.325	4.65	有	国と同じ
国の制度	2.325	2.375	4.70	有	

カ 地域手当

支給対象地域	2級地
支　給　率（%）	9
支給対象職員数（人）	22
国の指定基準に基づく支給率（%）	8

キ その他の手当

区　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	借家の住居手当の額
通勤手当	同じ	

3. 介護保険特別会計

(1)介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第２号）

１．総括

（　歳　入　）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
2　国庫支出金	8,974,771	3,080	8,977,851
4　県支出金	5,491,786	1,540	5,493,326
6　繰入金	6,603,562	3,380	6,606,942
歳　入　合　計	40,235,558	8,000	40,243,558

（　歳　出　）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3　地域支援事業費	1,501,295	8,000	1,509,295	4,620			3,380
歳出合計	40,235,558	8,000	40,243,558	4,620			3,380

一般財源内訳　　繰入金　　3,380

２．歳入

第２款　国庫支出金　　第２項　国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	330,629	3,080	333,709	2 現年度包括的支援事業・任意事業費交付金	3,080	現年度包括的支援事業・任意事業費交付金
計	2,062,767	3,080	2,065,847			

介護保険特別会計

第４款　県支出金　　第２項　県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	198,743	1,540	200,283	2 現年度包括的支援事業・任意事業費交付金	1,540	現年度包括的支援事業・任意事業費交付金
計	198,743	1,540	200,283			

介護保険特別会計

第６款　繰入金　　第１項　一般会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	198,734	1,540	200,274	2 現年度包括的支援事業・任意事業費繰入金	1,540	現年度包括的支援事業・任意事業費繰入金
計	5,906,464	1,540	5,908,004			

介護保険特別会計

第６款　繰入金　　第２項　基金繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	697,098	1,840	698,938	1 介護給付費準備基金繰入金	1,840	介護給付費準備基金繰入金
計	697,098	1,840	698,938			

介護保険特別会計

３．歳 出

第３款　地域支援事業費　　第２項　包括的支援事業・任意事業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節 区分	節 金額	説明
1 包括的支援事業・任意事業費	164,156	8,000	172,156	特定財源 4,620 （内訳） 国庫支出金 3,080 県支出金 1,540 一般財源 3,380	19 扶助費	8,000	成年後見制度利用支援事業経費
計	164,156	8,000	172,156	特定財源 4,620 一般財源 3,380			

介護保険特別会計

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（1. 追 加 分）　　（単位　千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
介護保険システム改修業務委託	22,522			令和8年度から令和9年度まで	22,522	11,261			11,261

4. サマルカンド交流事業特別会計

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（1. 追 加 分）　　（単位　千円）

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
サマルカンド特別交流展開催経費	380,700			令和8年度から令和9年度まで	380,700	140,350		240,350	−

奈良市議案第１１９号

令和８年度奈良市水道事業会計
補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度奈良市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　水道事業費用	9,223,000千円	61,168千円	9,284,168千円
第１項　営 業 費 用	8,837,775千円	61,168千円	8,898,943千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「不足する額３，６１１，０００千円」を「不足する額３，５５５，２６０千円」に、「当年度分損益勘定留保資金２，３６０，９１４千円」を「当年度分損益勘定留保資金２，３０５，１７４千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　資 本 的 支 出	5,131,000千円	△55,740千円	5,075,260千円
第１項　建 設 改 良 費	3,561,846千円	△55,740千円	3,506,106千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
⑴　職員給与費	1,350,041千円	5,428千円	1,355,469千円

（継続費）

第５条　予算第１１条を第１２条とし、第５条から第１０条までを一条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の一条を加える。

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	補　正　前			補　正　後		
			総　額	年度	年割額	総　額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
資本的支　出	建　設改良費	大渕配水池法面整備工事	225,720	7	176,000	260,920	7	176,000
				8	49,720		8	49,720
				9	－		9	35,200

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　　仲　川　元　庸

附　　属　　書　　類

１．令和８年度　奈良市水道事業会計補正予算（第１号）実施計画

２．令和８年度　奈良市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

３．令和８年度　奈良市水道事業給与費明細書

４．令和８年度　奈良市水道事業予定貸借対照表

５．令和８年度　奈良市水道事業会計補正予算（第１号）参考書

令和８年度奈良市水道事業会計
補正予算（第１号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．水道事業費用			9,223,000	61,168	9,284,168	
	1．営業費用		8,837,775	61,168	8,898,943	
		1．原水及び浄水費	2,624,382	21,526	2,645,908	
		2．配水費	516,145	10,416	526,561	
		3．給水費	189,830	△ 28,162	161,668	
		4．施設管理費	712,697	△ 26,234	686,463	
		5．受託工事費	14,270	△ 1,263	13,007	
		6．業務費	427,260	199	427,459	
		7．総係費	802,771	82,304	885,075	
		8．東部管理費	101,784	1,608	103,392	
		9．都祁管理費	186,978	311	187,289	
		10．月ヶ瀬管理費	71,507	463	71,970	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．資本的支出			5,131,000	△ 55,740	5,075,260	
	1．建設改良費		3,561,846	△ 55,740	3,506,106	
		9．職員給与費	192,164	△ 55,740	136,424	

令和８年度奈良市水道事業
予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位：千円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 59,941
減価償却費	3,058,734
引当金の増減額（△は減少）	124,812
長期前受金戻入額	△ 1,234,707
受取利息	△ 43,742
支払利息	144,146
固定資産除却損（撤去工事費除く）	77,418
未収金の増減額（△は増加）	69,507
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 122,481
前払金の増減額（△は増加）	192,336
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 24,038
その他流動資産の増減額（△は増加）	11
小計	2,182,055
利息の受取額	43,742
利息の支払額	△ 144,146
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,081,651
２．投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,429,983
無形固定資産の取得による支出	△ 125,867
有価証券の取得による支出	△ 400,000
補助金による収入	350,447
負担金による収入	185,319
分担金による収入	228,703
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,191,381
３．財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	694,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 974,813
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 280,513
資金減少額	1,390,243
資金期首残高	8,634,038
資金期末残高	7,243,795

令和8年度奈良市水道事業給与費明細書

会計年度任用職員以外の職員

1. 総括

（単位：千円）

区分	職員数（人）		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	給料	手当	報酬	計		
補正後	1	108 〔10〕	518,967	544,667		1,063,634	183,026	1,246,660
補正前	1	115 〔10〕	545,452	497,806		1,043,258	197,974	1,241,232
比較		△ 7	△ 26,485	46,861		20,376	△ 14,948	5,428

〔 〕内は再任用職員の外数

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	15,494	15,434	50,495	52,053	160	131,984	103,382
	補正前	16,722	15,846	53,070	50,239	160	137,232	109,890
	比較	△ 1,228	△ 412	△ 2,575	1,814		△ 5,248	△ 6,508

手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職給付費
	補正後	26,515	7,663	376	11,370	129,741
	補正前	27,360	9,838	588	12,390	64,471
	比較	△ 845	△ 2,175	△ 212	△ 1,020	65,270

2. 給料及び手当の増減額の明細　　（単位:千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備　考
給　料	△ 26,485	給与改定に伴う増減分	17,065		給与の改定率　1級　3.89 % 2級　3.36 % 3級　3.28 % 4級　3.24 % 5級　3.20 % 6級　3.15 % 7級　3.46 % 8級　3.45 % 給与改定の時期　令和8年4月1日
		その他の増減分	△ 43,550		
手　当	46,861	給与改定に伴う増減分	11,626	期末手当　5,527 勤勉手当　4,562 その他　1,537	
		その他の増減分	35,235	退職給付費　65,270 その他　△ 30,035	

3. 給料及び手当の状況

(1)職員1人当たり給与

区分		一般職
令和8年10月1日現在	平均給料月額（円）	369,034
	平均給与月額（円）	485,987
	平均年齢（歳）	47.5
令和8年1月1日現在	平均給料月額（円）	357,159
	平均給与月額（円）	464,668
	平均年齢（歳）	46.7

(2)初任給

区分	学歴	一般職（円）	一般会計の制度（円）
令和8年1月1日	高校卒	213,100	同左
	短大卒	225,600	
	大学卒	242,000	

(3)級別職員数　　〔　〕は再任用職員の職員数及び構成比　　(単位:人・%)

区　　分	一　般　職		
	級	職　員　数	構　成　比
令 和 8 年 10 月 1 日　現在	1	1	0.9
	2	6	5.7
	3	34 〔10〕	32.4 〔100.0〕
	4	34	32.4
	5	17	16.2
	6	9	8.6
	7	2	1.9
	8	2	1.9
	計	105 〔10〕	100.0 〔100.0〕
令 和 8 年 1 月 1 日　現在	1	3	2.6
	2	7	6.2
	3	40 〔9〕	35.4 〔100.0〕
	4	33	29.2
	5	17	15.0
	6	9	8.0
	7	2	1.8
	8	2	1.8
	計	113 〔9〕	100.0 〔100.0〕

（級別の標準的な職務内容）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級

(4)昇給

区分		説明	備考
昇給日		1月1日	
昇給号数	昇給ランク「S」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　2号級）	
	昇給ランク「A」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　1号級）	
	昇給ランク「B」	4号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　昇給なし）	
	昇給ランク「C」	3号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　昇給なし）	
	昇給ランク「D」	2号給 （高齢層（56歳年度以上）　昇給停止 管理職層（7級以上）　昇給なし）	
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		無	

(5)特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率　（%）	0.03
支給対象職員の比率　（令和8年10月1日現在）　（%）	27.62
代表的な特殊勤務手当の名称	応急処理等作業手当、動物死体処理作業手当 災害復旧等業務手当、有害物等取扱業務手当

(6)期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）	（月分）		
補正後	2.325 〔1.225〕	2.375 〔1.275〕	4.70 〔2.50〕	有	
補正前	2.325 〔1.225〕	2.325 〔1.225〕	4.65 〔2.45〕	有	
一般会計の制度	2.325 〔1.225〕	2.375 〔1.275〕	4.70 〔2.50〕	有	

〔　〕は再任用職員の支給率

(7)定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備　　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職特例措置（3%～45%加算）	
一般会計の制度（支給率等）	同　　じ					

(8)その他の手当

区　　分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同　　じ	
地域手当	同　　じ	
住居手当	同　　じ	
通勤手当	同　　じ	

令和８年度奈良市水道事業予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

（単位：千円）

資　産　の　部

1．固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		4,182,174	
ロ 建物	4,614,227		
減価償却累計額	△ 2,608,609	2,005,618	
ハ 構築物	98,872,177		
減価償却累計額	△ 56,381,010	42,491,167	
ニ 機械及び装置	17,640,842		
減価償却累計額	△ 13,029,051	4,611,791	
ホ 車両運搬具	105,435		
減価償却累計額	△ 92,251	13,184	
ヘ 器具備品	244,033		
減価償却累計額	△ 165,263	78,770	
ト 建設仮勘定		1,831,318	
有形固定資産合計			55,214,022
(2) 無形固定資産			
イ ダム使用権		14,192,103	
ロ ダム地域整備負担金		763,796	
ハ ソフトウェア		199,651	
ニ ソフトウェア仮勘定		104,462	
ホ その他無形固定資産		5,271	
無形固定資産合計			15,265,283
(3) 投資			
イ 投資有価証券		800,000	
ロ 出資金		3,175	
投資合計			803,175
固定資産合計			71,282,480
2．流動資産			
(1) 現金預金		7,243,795	
(2) 未収金	780,455		
貸倒引当金	△ 17,182	763,273	
(3) 貯蔵品		15,425	
(4) その他流動資産		72,710	
流動資産合計			8,095,203
資産合計			79,377,683

負　債　の　部

3．固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	10,497,891		
企業債合計		10,497,891	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,345,471		
引当金合計		1,345,471	
固定負債合計			11,843,362
4．流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	962,626		
企業債合計		962,626	
(2) 未払金		902,290	
(3) 前受金		21,766	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	98,590		
引当金合計		98,590	
(5) 預り金		460,053	
流動負債合計			2,445,325
5．繰延収益			
(1) 長期前受金	53,443,583		
(2) 収益化累計額	△ 28,116,502	25,327,081	
繰延収益合計			25,327,081
負債合計			39,615,768

資　本　の　部

6．資　本　金		18,682,951
7．剰　余　金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,364,952	
ロ 諸補助金	106,602	
ハ 分担金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	11,743,704	
資本剰余金合計		18,616,896
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	700,000	
ロ 水道老朽施設更新積立金	1,800,000	
ハ 当年度未処理欠損金	37,932	
利益剰余金合計		2,462,068
剰余金合計		21,078,964
資本合計		39,761,915
負債資本合計		79,377,683

令和８年度奈良市水道事業会計
補正予算（第１号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1．水道事業費用				9,223,000	61,168	9,284,168	
	1．営業費用			8,837,775	61,168	8,898,943	
		1．原水及び浄水費		2,624,382	21,526	2,645,908	
			(1) 給　料	99,913	10,605	110,518	
			(2) 手　当	53,264	6,224	59,488	
			(3) 賞与引当金繰入額	16,765	2,237	19,002	
			(6) 法定福利費	31,680	2,460	34,140	
		2．配水費		516,145	10,416	526,561	
			(1) 給　料	14,037	5,261	19,298	
			(2) 手　当	8,131	2,410	10,541	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,628	1,037	3,665	
			(6) 法定福利費	4,599	1,708	6,307	
		3．給水費		189,830	△ 28,162	161,668	
			(1) 給　料	53,365	△ 14,359	39,006	
			(2) 手　当	25,220	△ 6,188	19,032	
			(3) 賞与引当金繰入額	7,410	△ 2,643	4,767	
			(6) 法定福利費	15,945	△ 4,972	10,973	
		4．施設管理費		712,697	△ 26,234	686,463	
			(1) 給　料	93,494	△ 10,302	83,192	
			(2) 手　当	52,155	△ 8,607	43,548	
			(3) 賞与引当金繰入額	15,212	△ 2,034	13,178	
			(6) 法定福利費	29,683	△ 5,291	24,392	

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備　考
		5.受託工事費		14,270	△ 1,263	13,007	
			(1)給料	4,907	△ 23	4,884	
			(2)手当	3,991	△ 1,037	2,954	
			(3)賞与引当金繰入額	917	13	930	
			(6)法定福利費	1,782	△ 216	1,566	
		6.業務費		427,260	199	427,459	
			(1)給料	21,798	△ 688	21,110	
			(2)手当	14,083	490	14,573	
			(3)賞与引当金繰入額	3,279	111	3,390	
			(6)法定福利費	6,788	286	7,074	
		7.総係費		802,771	82,304	885,075	
			(1)給料	222,004	8,658	230,662	
			(2)手当	135,555	5,360	140,915	
			(3)賞与引当金繰入額	36,030	2,603	38,633	
			(6)法定福利費	69,813	413	70,226	
			(8)退職給付費	64,471	65,270	129,741	
		8.東部管理費		101,784	1,608	103,392	
			(1)給料	15,847	600	16,447	
			(2)手当	8,613	763	9,376	
			(3)賞与引当金繰入額	2,543	184	2,727	
			(6)法定福利費	5,067	61	5,128	
		9.都祁管理費		186,978	311	187,289	
			(1)給料	4,103	△ 24	4,079	
			(2)手当	2,082	345	2,427	
			(3)賞与引当金繰入額	730	19	749	
			(6)法定福利費	1,328	△ 29	1,299	

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備　考
		10.月ヶ瀬管理費		71,507	463	71,970	
			(1)給　料	3,741	224	3,965	
			(2)手　当	2,819	204	3,023	
			(3)賞与引当金繰入額	676	75	751	
			(6)法定福利費	1,409	△ 40	1,369	

資本的収入及び支出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1.資本的支出				5,131,000	△ 55,740	5,075,260	
	1.建設改良費			3,561,846	△ 55,740	3,506,106	
		9.職員給与費		192,164	△ 55,740	136,424	
			(1)給　料	91,096	△ 26,437	64,659	
			(2)手　当	56,567	△ 16,151	40,416	
			(3)賞与引当金繰入額	15,402	△ 4,604	10,798	
			(6)法定福利費	29,099	△ 8,548	20,551	

奈良市議案第１２０号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年奈良市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２１条第１項中「６，４００円」を「８，０００円」に、「９，６００円」を「１２，０００円」に改め、同条第２項中「２３，５００円」を「２５，０００円」に改める。

第２４条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「、「１００分の７１．２５」を「「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」に改める。

第２５条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	464,800		

	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	475,200		
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	476,400		
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	476,700		

	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800			
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400			
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100			
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100			

	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						
	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						
	93	277,600	317,300	368,900						

	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							

	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 405,400	円 442,400	円 499,600

第２条　奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第４章の章名中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、転居手当」に改める。

第１６条の５第２項中「（市長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が規則で定める額を加算した額）」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第１６条の６　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして市長が規則で定める場合には、市長が規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が市長が規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属

する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として市長が規則で定める場合は、この限りでない。

２　転居手当の月額は、４３，０００円（単身赴任手当支給職員にあつては、１０５，０００円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて市長が規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として市長が規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、市長が規則で定める。

４　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

５　勤務時間等条例第１２条第１項第３号の規定による地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして市長が規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、市長が規則で定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

６　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

７　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　異動等　勤務場所を異にする異動又は職員の在勤する勤務場所の移転

⑵　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して市長が規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

⑶　往来距離　市長が規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

⑷　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第２４条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」を「、「１００分の７２．５」に改める。

第２５条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表中「４０５，０００」を「４１９，０００」に、「４５５，０００」を「４７０，０００」に、「５０８，０００」を「５２５，０００」に、「５７４，０００」を「５９３，０００」に、「６５５，０００」を「６７７，０００」に、「７６５，０００」を「７９０，０００」に改める。

第６条第２項中「１００分の９６．２５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を、「１００分の８８．７５」」の次に「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を加える。

第４条　奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第６条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」を「１００分の９７．５」に、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」を「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市長が規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定並びに附則第５項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（第２種初任給調整手当に関する特例）

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における奈良市一般職の職員の給与に関する条例第１１条の２第１項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和８年奈良市条例第　号）第１条の規定による改正前の別表第１の給料表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

４　第１条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与

の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

５　第２条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（第１号において「第２条改正後給与条例」という。）第１６条の６の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「より、」とあるのは「より、令和９年４月以降、」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

⑴　令和６年４月２日から第２条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第２条改正後給与条例第１６条の６第７項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

⑵　第２条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第１６条の５第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

⑶　その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員

（委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の給与の改定等について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２１号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項中「６，４００円」を「８，０００円」に、「９，６００円」を「１２，０００円」に改め、同条第２項中「２３，５００円」を「２５，０００円」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

給　料　表

職務の級 / 号級	１　級	２　級	３　級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
１	２０５，３００	２５１，５００	２８６，２００
２	２０６，４００	２５２，８００	２８７，２００
３	２０７，６００	２５４，２００	２８８，２００
４	２０８，７００	２５５，６００	２８９，２００
５	２０９，８００	２５７，０００	２９０，２００

6	211,500	258,400	291,200
7	213,100	259,800	292,200
8	214,700	261,200	293,200
9	216,200	262,600	294,200
10	217,900	263,800	295,300
11	219,500	265,100	296,300
12	221,100	266,400	297,300
13	222,600	267,600	298,300
14	224,300	268,800	299,600
15	226,000	270,100	300,900
16	227,700	271,300	302,100
17	228,900	272,400	303,400
18	230,500	273,500	304,700
19	232,100	274,600	306,000
20	233,600	275,700	307,200
21	235,100	276,600	308,300
22	236,700	277,600	309,500
23	238,300	278,600	310,800
24	239,900	279,600	312,100
25	241,500	280,600	313,400
26	243,200	281,500	314,500
27	244,500	282,300	315,500
28	245,800	283,200	316,500
29	247,100	284,000	317,700
30	248,200	284,800	318,900
31	249,300	285,700	320,100
32	250,400	286,400	321,300
33	251,500	287,200	322,500
34	252,400	288,000	323,800
35	253,300	288,800	325,200

36	254,300	289,400	326,500
37	255,300	290,100	327,800
38	256,200	290,900	329,100
39	257,100	291,600	330,400
40	257,900	292,300	331,700
41	258,700	293,000	333,100
42	259,300	293,800	334,300
43	259,900	294,500	335,500
44	260,500	295,200	336,600
45	261,100	295,900	337,500
46	261,700	296,600	338,700
47	262,300	297,300	339,900
48	262,900	297,900	341,200
49	263,400	298,600	342,300
50	264,000	299,300	343,500
51	264,600	300,000	344,700
52	265,100	300,700	345,900
53	265,500	301,200	347,200
54	265,900	301,900	348,200
55	266,200	302,500	349,300
56	266,500	303,200	350,400
57	266,800	303,800	351,100
58	267,100	304,400	352,000
59	267,400	305,000	352,700
60	267,700	305,800	353,500
61	268,000	306,400	354,300
62	268,300	306,900	354,700
63	268,600	307,400	355,200
64	268,900	307,800	355,900
65	269,200	308,300	356,700

66	269,500	308,800	357,400
67	269,800	309,200	358,100
68	270,100	309,700	358,700
69	270,400	310,100	359,200
70	270,700	310,600	359,800
71	271,000	311,000	360,300
72	271,300	311,500	360,900
73	271,600	311,900	361,200
74	271,900	312,300	361,700
75	272,200	312,600	362,000
76	272,500	312,900	362,400
77	272,800	313,100	362,800
78	273,100	313,400	363,300
79	273,400	313,600	363,800
80	273,700	313,900	364,300
81	274,000	314,100	364,600
82	274,300	314,300	365,000
83	274,600	314,600	365,400
84	274,900	314,800	365,800
85	275,200	315,100	366,100
86	275,500	315,300	366,500
87	275,800	315,600	366,900
88	276,100	315,900	367,300
89	276,400	316,200	367,500
90	276,700	316,500	367,900
91	277,000	316,800	368,300
92	277,300	317,100	368,700
93	277,600	317,300	368,900
94		317,500	369,200
95		317,800	369,600

96		318,200	369,900
97		318,400	370,200
98		318,700	370,600
99		319,000	371,000
100		319,400	371,400
101		319,600	371,900
102		319,900	372,300
103		320,200	372,700
104		320,500	373,100
105		320,700	373,600
106		321,000	374,000
107		321,300	374,300
108		321,600	374,600
109		321,800	375,000
110		322,100	
111		322,500	
112		322,800	
113		323,000	
114		323,200	
115		323,500	
116		323,900	
117		324,100	
118		324,300	
119		324,600	
120		324,900	
121		325,200	
122		325,400	
123		325,700	
124		326,000	
125		326,300	

第２条　奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「給料」の次に「、扶養手当、住居手当」を加える。

第７条を第７条の３とし、第６条の次に次の２条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の扶養手当）

第７条　給与条例第１２条から第１４条までの規定は、任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項、次条、第１４条、第１４条の２、第１８条、第１８条の２、第２４条及び第２４条の２において同じ。）の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の住居手当）

第７条の２　給与条例第１６条の３の規定は、任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第１４条第２項中「（任命権者を同じくするものに限る。次項、次条、第２４条及び第２４条の２において同じ。）」を削る。

第１８条を第１８条の３とし、第１７条の次に次の２条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の扶養手当に係る報酬）

第１８条　給与条例第１２条から第１４条までの規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条、次条、第２４条及び第２４条の２において同じ。）について準用する。

２　任期の定めが６箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の住居手当に係る報酬）

第１８条の２　給与条例第１６条の３の規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第２３条第３項中「第１８条」を「第１８条の３」に改める。

第２４条第１項中「（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「報酬の月額」の次に「及び扶養手当の月額の合計額」を加える。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与の改定を行おうとするものである。

奈良市議案第１２２号

奈良市総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和５９年奈良市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「（使用者）」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に改める。

第７条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用しよう」を「使用しよう」に改める。

第８条を次のように改める。

（使用料）

第８条　みどりの家はり・きゆう治療所において徴収する使用料は、次に掲げるとおりとする。

⑴　使用時間が３０分以内の場合　５００円

⑵　使用時間が３０分を超える場合　１，０００円

第２章中第８条の次に次の１条を加える。

（使用料の減免）

第８条の２　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

第２１条第５号中「喫煙し、その他」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第６条、第７条及び第２１条第５号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

みどりの家はり・きゆう治療所の使用料を定めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２３号

奈良市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

奈良市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を次のように制定しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電設備の設置、維持管理及び撤去（以下「設置等」という。）について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適正な実施を促し、もって自然環境、生活環境、景観その他の地域環境（以下「地域環境」という。）の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電設備　太陽光を電気に変換するための設備及びその附属設備（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物に設置されるものを除く。）であって、その出力の合計が１０キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に設置するこれらの設備の出力の合計が１０キロワット以上となるものを含む。）をいう。

⑵　太陽光発電事業　本市の区域内において太陽光発電設備を設置し、発電を行う事業をいう。

⑶　事業者　太陽光発電事業を行う者をいう。

⑷　事業区域　太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

⑸　事業計画　事業者が事業区域ごとに定める太陽光発電事業の実施に関する計画をいう。

（適用除外）

第３条　第６条から第１９条までの規定は、次に掲げる太陽光発電事業については、適用しない。

⑴　奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和５年３月奈良県条例第４２号。以下「県条例」という。）第５条又は第６条の規定により知事の許可を受けなければならない太陽光発電施設を設置して行う太陽光発電事業

⑵　県条例第１６条第１項に規定する既存施設設置者が行う太陽光発電事業

（市の責務）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、太陽光発電事業に起因する災害及び事故の発生を防止し地域環境の保全を図るため、太陽光発電設備の設置等及び太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、太陽光発電設備の設置等及び太陽光発電事業の実施に関し苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任及び負担において、その解決に当たらなければならない。

３　事業者は、太陽光発電設備の設置等をしようとするときは、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

（事前協議）

第６条　次条の規定による届出をしようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

（事業計画の届出）

第７条　事業者は、前条の協議を行った後、太陽光発電設備の設置工事（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採、盛土、切土その他の造成工事を含む。以下「工事」という。）に着手する日の３０日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（太陽光発電設備の設置の届出）

第８条　前条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る工事が完了したときは、その完了した日から起算して３０日以内に、設置した太陽光発電設備について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（変更の届出）

第９条　事業者は、前２条の規定による届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を変更しようとする日（当該変更に係る工事を行う場合にあっては、当該工事に着手する日）の３０日前までに、市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、事業者は、前２条の規定による届出の内容に変更が生じた場合であって、あらかじめ届け出ることが困難であるときは、規則で定めるところにより、当該変更が生じた日（当該変更に係る工事を行う場合にあっては、当該工事に着手した日）から起算して３０日以内に、市長に届け出なければならない。

３　前条の規定は、前２項の変更に係る工事が完了した場合について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「次条第１項又は第２項」と読み替えるものとする。

（標識の設置）

第１０条　事業者は、工事に着手する日から太陽光発電設備の撤去が完了する日までの間、事業区域内で、事業区域の外部から見やすい場所に、太陽光発電設備の名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置し、これを維持管理しなければならない。

２　事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（維持管理等）

第１１条　事業者は、太陽光発電事業を実施する間、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持するよう、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、太陽光発電事業に起因して災害若しくは事故が発生し、又は地域環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該災害若しくは事故の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（太陽光発電事業の承継の届出）

第１２条　事業者から太陽光発電事業を承継した者は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

２　事業者について相続、合併又は会社分割（太陽光発電事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意によ

り太陽光発電事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は会社分割により太陽光発電事業を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

３　前２項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から起算して３０日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（太陽光発電事業の廃止の届出等）

第１３条　事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の３０日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

２　事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、関係法令に従い、速やかに太陽光発電設備を撤去し、及び適正に処分しなければならない。

３　事業者は、前項の規定による撤去及び処分が完了したときは、その完了した日から起算して３０日以内に市長に報告しなければならない。

（報告の徴収）

第１４条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電設備の設置等の状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第１５条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域、事業者の事業所その他の太陽光発電設備に係る関連施設に立ち入らせ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言及び指導）

第１６条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（勧告）

第１７条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

⑴　第６条の協議を行わず、又は当該協議において虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

⑵　第７条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による届出をした日から起算して３０日以内に工事に着手したとき。

⑶　第８条（第９条第３項において準用する場合を含む。）、第９条第１項若しくは第２項、第１２条第３項若しくは第１３条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

⑷　第１０条第１項の標識を設置せず、若しくは維持管理せず、又は同条第２項の規定による標識の書換えその他必要な措置を講じないとき。

⑸　第１１条第１項又は第２項の規定による措置を講じないことにより、事業区域外に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあるとき。

⑹　第１１条第３項若しくは第１３条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑺　第１３条第２項の規定による撤去又は処分をしないとき。

⑻　第１４条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

⑼　第１５条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

（措置命令）

第１８条　市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、当該事業者に対し、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第１９条　市長は、前条の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに当該命令の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（関係機関への通報）

第２０条　市長は、事業者が太陽光発電事業の実施に関し、関係法令又はこの条例の規定

に違反する事実があると認められるときは、当該違反する事実があると認められた事業者の氏名及び住所並びに当該違反の内容を、国、県その他の関係機関に通報することができる。

（委任）

第２１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年７月１日から施行する。

（準備行為）

２　第６条の協議及び第７条の規定による届出並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの行為は、施行日においてこの条例の相当規定により行われたものとみなす。

（施行日前に工事に着手した太陽光発電設備に関する経過措置）

３　第６条から第９条までの規定は、施行日前に工事に着手した太陽光発電設備については、適用しない。

４　第１０条の規定は、前項の太陽光発電設備については、適用しない。ただし、事業者は、同条の規定に準じ標識を設置し、維持管理するよう努めなければならない。

（施行日以後に工事に着手する太陽光発電設備に関する経過措置）

５　施行日から起算して３０日以内に工事に着手しようとする事業者に対する第７条及び第１７条第２号の規定の適用については、第７条中「に着手する日の３０日前までに」とあるのは「に着手する日までに、速やかに」と、第１７条第２号中「届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による届出をした日から起算して３０日以内に工事に着手したとき」とあるのは「届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」とする。

（提案理由）

太陽光発電設備の設置等について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業の適正な実施を促そうとするものである。

奈良市議案第１２４号

奈良市ならまちセンター条例の一部改正について

奈良市ならまちセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例

奈良市ならまちセンター条例（平成元年奈良市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「の各号」を削る。

第５条第２項中「利用する」を「使用する」に改める。

第５条の２から第５条の４までを削る。

第６条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第７条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２号を次のように改める。

⑵　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

第８条第１項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項中「及び指定管理者」を削る。

第１３条第１項及び第２項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第４項中「又は指定管理者」を削る。

第１４条第１項中「使用者」を「センターを使用する者」に、「き損」を「毀損」に改める。

第１５条中「及び指定管理者」を削る。

第１７条中「使用者」を「センターを使用する者」に改め、「の各号」を削り、同条第１号中「き損」を「毀損」に改め、同条第５号中「喫煙し、その他」を削る。

第１８条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表中「第５条の３、」を削る。

別表の１の表備考第２項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和２３年法律第１７８号）」を加える。

別表の２の表中「利用者の」を「使用者の」に、「利用者等」を「駐車場使用者」に、「連絡所利用者及び図書館利用者」を「連絡所使用者及び図書館使用者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に指定管理者が行った市民文化ホールの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った市民文化ホールの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（提案理由）

ならまちセンターの市民文化ホールを直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２５号

なら１００年会館条例の一部改正について

なら１００年会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

なら１００年会館条例の一部を改正する条例

なら１００年会館条例（平成１０年奈良市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条の２から第３条の４までを削る。

第４条第１項及び第２項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第３項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

第５条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条第１項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項中「及び指定管理者」を削る。

第１１条第１項及び第２項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第４項中「又は指定管理者」を削る。

第１３条第１項中「利用する」を「使用する」に、「き損」を「毀損」に改める。

第１４条中「利用する」を「使用する」に改め、同条第１号中「き損」を「毀損」に改め、同条第５号中「喫煙し、その他」を削る。

第１５条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第１６条中「市民ホールの」を削り、「奈良市営駐車場条例」の次に「（平成９年奈良市条例第４０号）」を、「第３条の２」の次に「、第３条の３（第１項第２号を除く。）」を加え、同条を第１６条の２とし、同条の前に次の１条を加える。

（指定管理者）

第１６条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる市民ホールの駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設等の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。

別表中「第３条の３、」を削る。

別表の１の表備考第３項中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和２３年法律第１７８号）」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に指定管理者が行った市民ホールの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った市民ホールの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（提案理由）

なら１００年会館の駐車場を除く部分を直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２６号

奈良市美術館条例の一部改正について

奈良市美術館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市美術館条例の一部を改正する条例

奈良市美術館条例（平成１５年奈良市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条の２から第３条の４までを削る。

第５条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２号を次のように改める。

⑵　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

第７条第１項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項中「及び指定管理者」を削る。

第１１条第１項第１号中「き損」を「毀損」に改め、同項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第１２条第１項中「利用する」を「使用する」に、「き損」を「毀損」に改める。

別表備考中「国民の祝日に関する法律」の次に「（昭和２３年法律第１７８号）」を加え、「日曜日、土曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に指定管理者が行った奈良市美術館の展示室の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った奈良市美術館の展示室の使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請とみな

す。

（提案理由）

美術館を直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２７号

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和６０年奈良市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１項及び第２条の３第２項中「奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場」を「奈良市緑ヶ丘球場、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市月ヶ瀬体育館、奈良市青山プール、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市黒谷コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市黒谷球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良県月ヶ瀬健民運動場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場及び奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に指定管理者が行った体育施設（奈良市緑ヶ丘球場、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市青山プール、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市黒谷コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市黒谷球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場及び奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウスに限

る。）の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、市長が行った当該体育施設の使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（提案理由）

指定管理者による管理を行っている体育施設のうち１８箇所について、直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２８号

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成１５年奈良市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条の２から第３条の４までを削る。

第４条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第１項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項及び第３項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第５条の見出し中「利用承認」を「使用承認」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同項第３号中「利用する」を「使用する」に改め、同項第４号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項中「利用」を「使用」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第５条の２の見出しを「（定期使用）」に改め、同条第１項中「利用する」を「使用する」に改め、同条第２項中「利用（以下「定期利用」を「使用（以下「定期使用」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第６条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第１項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第２項及び第３項を削り、同条第４項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」を「市長は、使用料」に改め、同項を同条第２項とする。

第７条を次のように改める。

（使用料の減免）

第７条　市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、前条の使用料を減免す

ることができる。

第８条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改める。

第９条（見出しを含む。）中「利用者」を「使用者」に改める。

第１０条第１項中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第２項中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条第３項中「利用者」を「使用者」に、「利用が」を「使用が」に改め、同条第４項中「利用者」を「使用者」に改め、「又は指定管理者」を削る。

第１１条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改める。

第１２条第１項及び第１３条中「利用する」を「使用する」に改める。

第１４条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第４条、第６条関係）

１　多目的ホール、防音室、多目的ルーム、和室、クラフトスペース及びスタジオの使用料

区　　分		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
		9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
多目的ホール	体育室として独占使用	円 1,200	円 1,200	円 1,200	円 1,200	円 2,400	円 2,400
	体育室として部分使用	600	600	600	600	1,200	1,200

防音室		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＳ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＡ	独占使用	800	800	800	800	1,600	1,600
	部分使用	400	400	400	400	800	800
多目的ルームＢ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＣ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＤ（パソコン室）		800	800	800	800	1,600	1,600
和室	独占使用	800	800	800	800	1,600	1,600
	部分使用	400	400	400	400	800	800
クラフトスペース		800	800	800	800	1,600	1,600
スタジオＡ		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
スタジオＢ		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000

備考

１　使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（１時間未満は、１時間とする。以下同じ。）につき、規定の使用料の１時間当たりの使用料の１００分の１３０に相当する額（１０円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）とする。

２　多目的ホールの冷暖房施設の使用料は、規定の使用料の１００分の２０に相当する額とする。

３　多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合（ホールとして独占使用する場合に限る。）の使用料は、規定の使用料の１００分の５０に相当する額とする。

4　「部分使用」とは、床面積の２分の１以下を使用する場合をいう。

5　営利を目的とする場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

6　クラフトスペースを陶芸焼窯の本焼又は素焼のために使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の５０に相当する額とする。

7　次に掲げる者以外の者（以下「市外使用者」という。）が使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

⑴　市内に住所を有する者

⑵　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

⑶　市内に存する学校に在学する者

8　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の１２０に相当する額とする。

9　多目的ホールをホールとして独占使用する場合の使用料は、当該ホールを体育室として独占使用する場合の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

2　ワークスペースの使用料

区　　分		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
		9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
個人使用	ブース使用	円 400	円 400	円 400	円 400	円 400	円 400
	オープン使用	300	300	300	300	300	300

備考

1　使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間につき、規定の使用料の１時間当たりの使用料の１００分の１３０に相当する額とする。

2　「ブース使用」とは、個人でワークスペース内の個室ブースを使用する場合をいう

。

3　「オープン使用」とは、個人でワークスペース内の個室ブース以外を使用する場合をいう。

4　ワークスペースの定期使用のうちブース使用の使用料は月額１３，０００円とし、オープン使用の使用料は月額９，７５０円とする。

5　あらかじめ市長の承認を受けてワークスペースを独占使用する場合の使用料は、区分１から区分４までについてはブース使用の使用料の１００分の３００に相当する額、区分５及び区分６についてはブース使用の使用料の１００分の６００に相当する額とする。

6　営利を目的とする場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

7　市外使用者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。

8　土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の１２０に相当する額とする。

3　シャワー室及びサウナ室の使用料（１人１回当たり）

区　　分	使　用　料
シャワー室	１００円
サウナ室	１５０円
シャワー室・サウナ室	２００円

4　テニスコートの使用料（１面につき）

区　　分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	9：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00
テニスコート	900円	900円	900円	900円	900円	900円
備考						

1　照明を伴い使用する場合の使用料は、規定の使用料に１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき５００円を加算した額とする。 2　市外使用者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の２００に相当する額とする。 3　土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の使用料は、規定の使用料の１００分の１２０に相当する額とする。

5　附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った施行日以後の使用に係る奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、施行日以後においては、市長が行った奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（提案理由）

勤労者総合福祉センターを直営により管理することに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１２９号

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和３７年奈良市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１９条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第２０条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１９条第３項の規定を準用する。

第２２条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１９条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

飲食店等で使用される調理に用いる器具の周囲に設置される排気ダクト等の適切な管理について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第１３０号

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部改正について

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例（昭和６１年奈良市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中「

円 年額　１０２，０００
年額　１１８，８００

」を「

円 年額　１１８，８００

」に改め、同条第２項中「（以下同じ。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

区　分	第１期 （４～６月分）	第２期 （７～９月分）	第３期 （１０～１２月分）	第４期 （１～３月分）
納付額	円 ２９，７００	円 ２９，７００	円 ２９，７００	円 ２９，７００

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

一条高等学校の市内生に係る授業料を市外生に係る授業料と同額に改定しようとするものである。

奈良市議案第１３１号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４１年奈良市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第６条の２の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第６条の３　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には、管理者が定める区間の距離）が管理者が定める距離以上であるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。

２　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年奈良市条例第２１号）第１条の規定による一般職に属する職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任

用の事情等を考慮して管理者が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして管理者が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、転居手当を支給する。

３　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　異動等　勤務場所を異にする異動又は職員の在勤する勤務場所の移転

⑵　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

⑶　往来距離　管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

⑷　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第１３条第２項第４号中「（昭和３２年奈良市条例第２１号）」を削る。

第１９条第１項中「給料」の次に「、扶養手当、住居手当」を加え、同条第２項中「第３条第２項及び第３項、第３条の２から第５条の３まで、第６条の２」を「第３条の２から第４条まで、第５条の２、第６条の２、第６条の３」に、「並びに」を「及び」に改める。

第２０条第１項中「給料」の次に「、扶養手当、住居手当」を、「については」の次に「、扶養手当、住居手当」を加え、同条第２項中「第３条第２項及び第３項、第３条の２から第５条の３まで、第６条の２」を「第３条の２から第４条まで、第５条の２、第６条の２、第６条の３」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

転居を行った職員に対する転居手当の支給並びに一定の要件を満たす会計年度任用職員に対する扶養手当及び住居手当の支給について、所要の規定の整備を行おうとするもので

ある。

奈良市議案第１３２号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成１５年奈良市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第２６号を次のように改める。

㉖　放射線診断・ＩＶＲ科

第４条第２項中第３０号を第３１号とし、第２７号から第２９号までを１号ずつ繰り下げ、第２６号の次に次の１号を加える。

㉗　放射線治療科

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目のうち、放射線科を分割し、放射線診断・ＩＶＲ科及び放射線治療科を設置しようとするものである。

奈良市議案第１３３号

財産の処分について

次に掲げる建物を処分するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１．物件の表示

家屋番号	構　造	面　積
奈良市針町３８６番１	鉄骨造セメント瓦葺２階建	１階　１，５３７．５１㎡ ２階　１，１１８．７６㎡
奈良市針町３４６番	鉄筋コンクリート・鉄骨造セメントかわらぶき平家建	１階　６９５．２４㎡

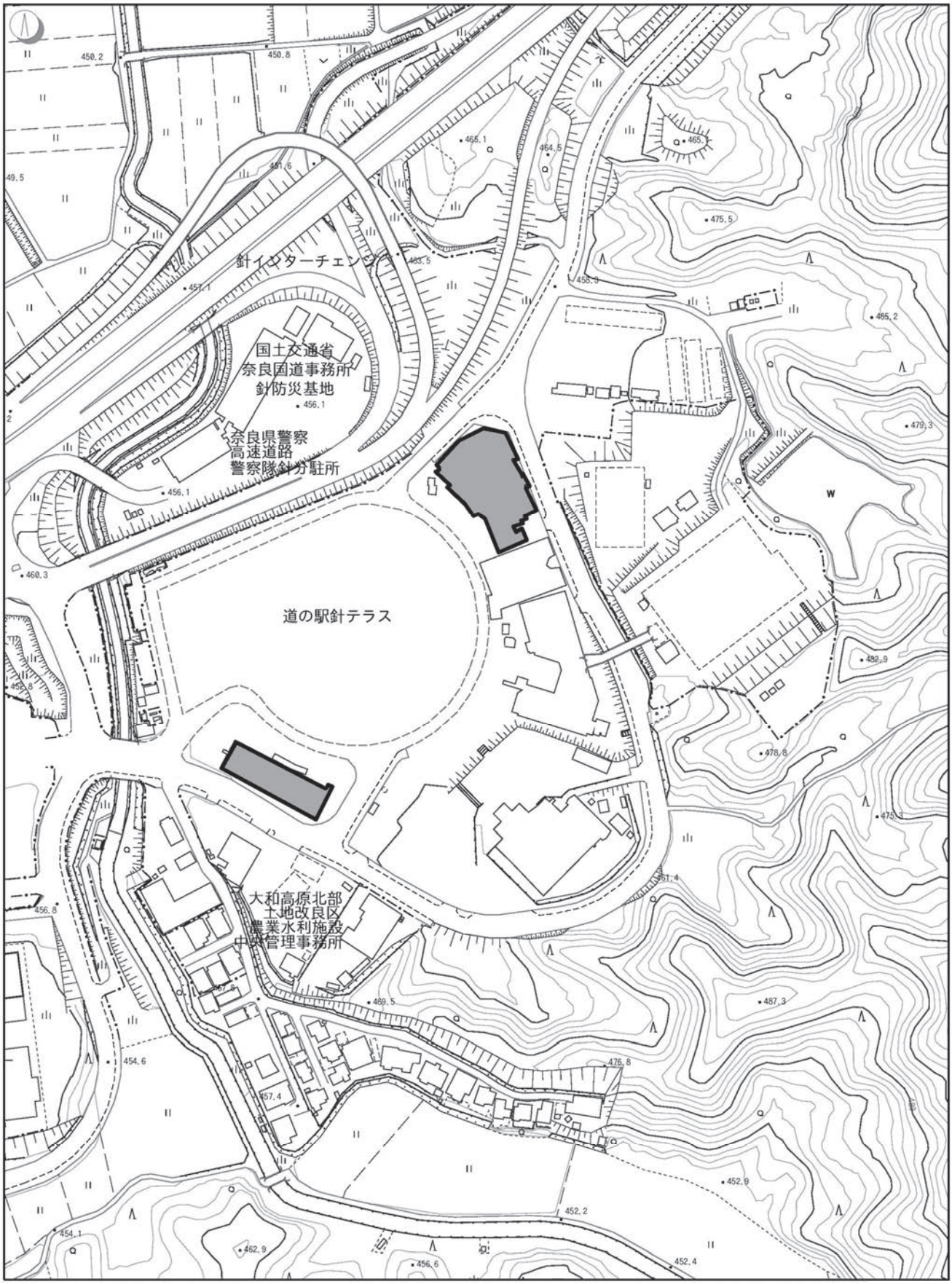
２．譲渡価格　９６，８９２，４００円

３．契約の相手方　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオンモール株式会社

代表取締役社長　大野 恵司

位置図


針インターチェンジ
国土交通省
奈良国道事務所
針防災基地
奈良県警察
高速道路
警察隊針分駐所
道の駅針テラス
大和高原北部
土地改良区
農業水利施設
中央管理事務所

奈良市議案第１３４号

財産の無償譲渡について

次に掲げる建物を無償で譲渡するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

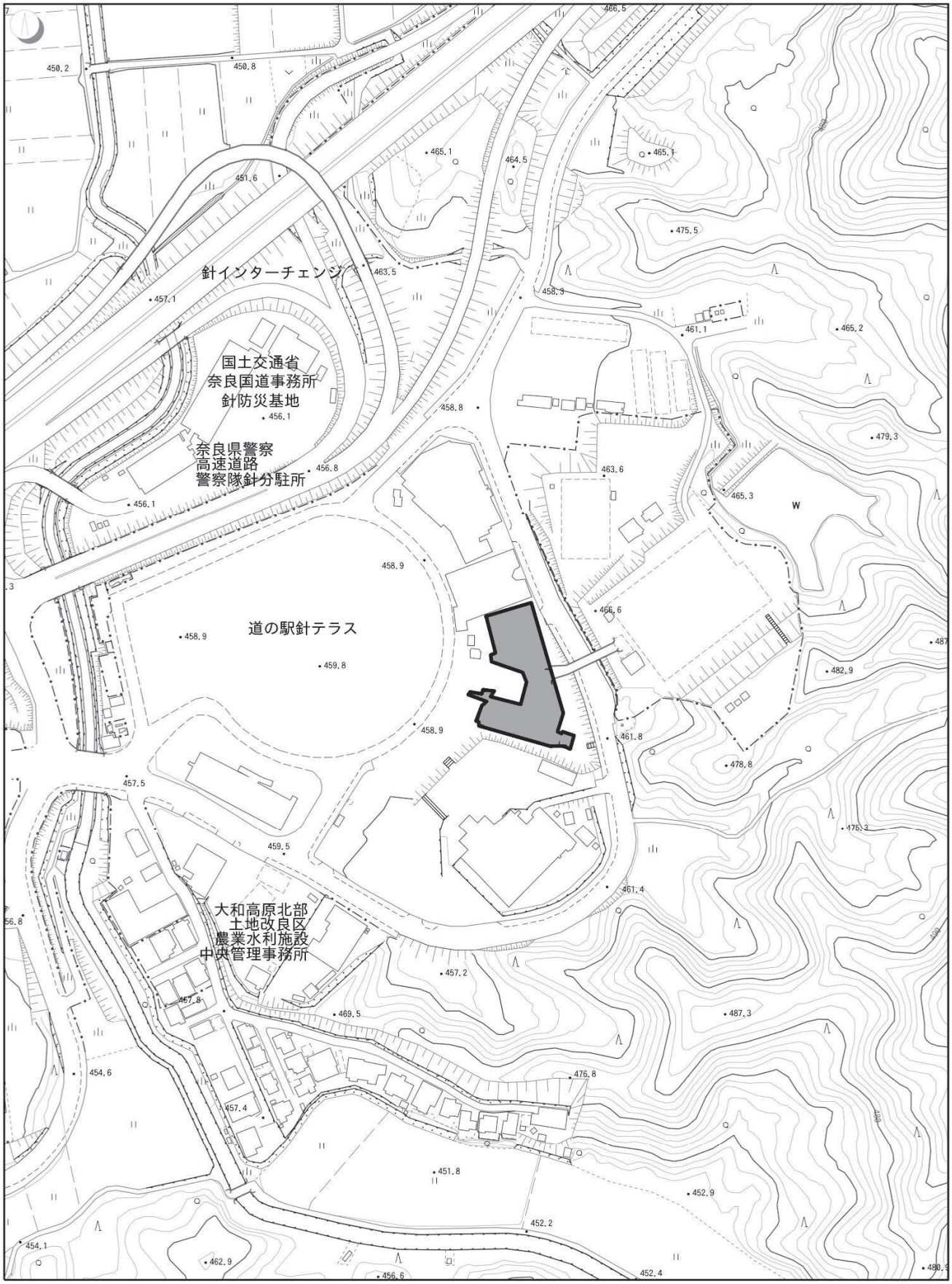
１．物件の表示

家屋番号	構　造	面　積
奈良市針町３８５番８	鉄骨造セメント瓦葺２階建	１階　１，４５４．３４㎡ ２階　１，４２１．５１㎡

２．契約の相手方　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンモール株式会社
代表取締役社長　大野 恵司

３．無償とする理由　除却を前提とした譲渡のため。

位置図


針インターチェンジ
国土交通省
奈良国道事務所
針防災基地
奈良県警察
高速道路
警察隊針分駐所
道の駅針テラス
大和高原北部
土地改良区
農業水利施設
中央管理事務所

奈良市議案第１３５号

財産の減額貸付けについて

次に掲げる土地を減額して貸し付けるものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１．物件の表示

所在地	地目	面　積
奈良市針町３４５番他	宅地他	（家屋番号「奈良市針町３８６番１」及び「奈良市針町３４６番」の建物の所有権を市から契約相手方に移転する日（以下「３８６番１等所有権移転日」という。）から家屋番号「奈良市針町３８５番８」の建物の所有権を市から契約相手方に移転する日（以下「３８５番８所有権移転日」という。）の前日まで） ２８，９８５．２８㎡ （３８５番８所有権移転日から令和４２年８月３１日まで） ３４，１８１．５９㎡

２．貸　付　料　（３８６番１等所有権移転日から敷地内において市が契約の相手方に譲渡予定の既存建物のうち除却を予定しているものの除却が完了し契約相手方が新たな建物の築造を開始する日（以下「築造開始日」という。）の前日まで）

年額　４，７４４，１２３円（日割りあり）

（築造開始日から令和４２年８月３１日まで）

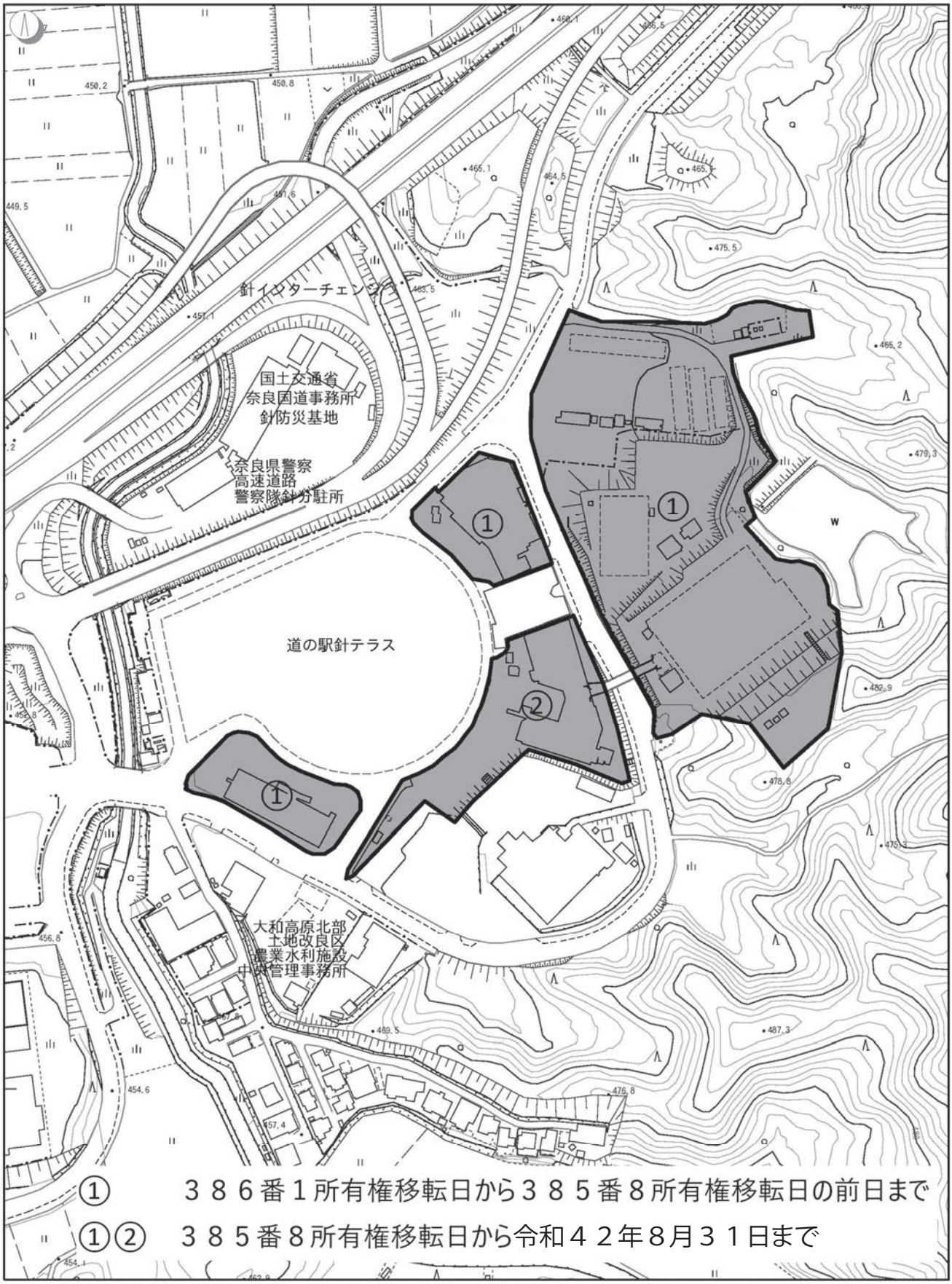
年額　３０，６２６，７０５円（日割りあり）

ただし、既存建物等の除却費相当分である４００，０００，０００円に満つるまでは、貸付料は発生しないものとする。

３．契約の相手方　　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンモール株式会社
代表取締役社長　大野 恵司

４．減額する理由　　既存建物等の除却期間分及び除却費相当分を控除した額で貸し付けるため。

位置図



①　３８６番１所有権移転日から３８５番８所有権移転日の前日まで

①②　３８５番８所有権移転日から令和４２年８月３１日まで

奈良市議案第１３６号

委託契約の一部変更について

市道登美ヶ丘中町線鶴舞橋耐震補強工事委託契約の一部を次のように変更するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

令和６年９月３０日に議決された奈良市議案第８８号市道登美ヶ丘中町線鶴舞橋耐震補強工事委託の契約金額中「６９７，５４５，２００円」を「８４６，１８１，６００円」に改める。

（参考）

契約の相手方　大阪市中央区大手前三丁目１番４１号　大手前合同庁舎
契約担当官
近畿地方整備局長　小林　賢太郎

増　額　１４８，６３６，４００円

奈良市議案第１３７号

工事請負契約の一部変更について

橋梁架替工事（西部第３５０号線（あやめ新橋））請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

令和７年９月２９日に議決された奈良市議案第９２号橋梁架替工事（西部第３５０号線（あやめ新橋））の契約金額中「９７５，７００，０００円」を「１，０８９，００５，５００円」に改める。

（参考）

契約の相手方　奈良市高天町４３番地の１
ＲＥＢＡＮＧＡ近鉄奈良駅高天町ビル３０１
橋梁架替工事（西部第３５０号線（あやめ新橋））村本・三和特定建設工事共同企業体
代表者　村本建設株式会社奈良営業所
所長　原田　徹雄
三和建設株式会社
代表取締役社長　小林　伸嘉

増　額　１１３，３０５，５００円

奈良市議案第１３８号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年５月８日午前１０時２０分頃、奈良市西千代ヶ丘一丁目地内において発生した、主要地方道奈良生駒線（阪奈道路）を相手方の大型トラックが走行中、道路沿いの市が管理する法面の樹木が相手方の車両が通過する直前に倒れて走行車線を塞ぎ、当該樹木に接触したことにより車両が損傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　　仲　川　元　庸

１　損害賠償の額　　１，５２０，０００円

奈良市議案第１３９号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和８年７月８日午後４時１５分頃、奈良市平松五丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　　仲　川　元　庸

１　損害賠償の額　　１，１５７，８１６円

奈良市議案第１４０号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市陰陽町７番地

奈良町からくりおもちゃ館

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市西木辻町２１７番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長　鎌田　道隆

３　指定管理者の指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良町からくりおもちゃ館条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関すること。

⑶　奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第１４１号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日をもって南和広域衛生組合が解散することに伴い奈良県市町村総合事務組合から南和広域衛生組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

（別紙）

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成２０年県指令市町村第１１４３号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２中「、南和広域衛生組合」を削る。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（参考）

奈良県市町村総合事務組合規約（平成２０年県指令市町村第１１４３号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後（案）</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、東宇陀環境衛生組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合</td><td>別表第１（第２条関係）
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合</td></tr>
<tr><td>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村</th></tr><tr><td>１　組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。</td><td>葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、</td></tr></table></td><td>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村</th></tr><tr><td>１　組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。</td><td>葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、</td></tr></table></td></tr>
</table>

	高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合、東宇陀環境衛生組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合
2　（略）	（略）
3　（略）	（略）

	高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合
2　（略）	（略）
3　（略）	（略）

奈良市議案第１４２号

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４０４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和８年１１月３０日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　谷田（たにだ）　健次（けんじ）

[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　谷　田　　健　次

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

学　　歴

[redacted]

職　　歴

[redacted]